

7月 理事会・勉強会のご案内 (第50回)

2011年7月13日
沖縄事業再生研究会
代表理事 竹下 勇夫

場 所：沖縄振興開発金融公庫 5階会議室
日 時：2011年7月21日(木) 18:00~20:00

(理事会) 18:00~18:10

1. 会員入会申込者の承認について
2. 当月及び今後の活動等について

(勉強会) 18:10~19:30 (講義)
19:30~20:00 (質疑)

倒産法と労働法の交錯 — 整理解雇の法理と戦時労働法への課題 —

講 師： 幡野 利通 (はたのとしみち) 先生 税 理 士 ・ 博 士 (法 学)
中島 弘雅 (なかじまひろまさ) 先生 慶應義塾大学法科大学院教授

【講演等の概要】

整理解雇とは、企業が経営上必要とされる人員削減のために行う解雇である。整理解雇は労働者の私傷病や非違行為など労働者の責めに帰すべき事由による解雇ではなく、使用者の経営上の理由による解雇である点に特徴がある。いわゆる「整理解雇の四要件」(人員削減の必要性、解雇回避努力義務、解雇者選定の妥当性、手続の妥当性)を提示する整理解雇法理は、石油ショック以降において主として大企業が採用した雇用調整方法(残業規制、中途採用停止、配転・出向、新規採用の縮減・停止、非正規従業員の雇止め、一時帰休)を取り込みつつ、昭和50年代に、解雇権濫用法理(労契法16条)の一類型として確立した。本講演の目的は、「整理解雇の四要件」について、過去の裁判例を整理・分析することを通して、その具体的な中身を紹介することにある。その上で、倒産手続開始後の使用者に対して、当該整理解雇法理を適用させるための課題について考察する。

【講師(幡野利通氏)ご紹介】

幡野利通氏 1954年2月3日生。2005年3月筑波大学大学院(博士課程)経営政策科学研究科ビジネス科学専攻満期退学、2007年3月博士(法学)。2005年1月幡野利通税理士事務所開業。

主な研究業績として、渡辺章・山川隆一編『労働時間の法理と実務』(信山社・共著)、『諸外国のホワイトカラー労働者に係る労働時間法制に関する調査研究』(労働政策研究・研修機構・共同研究)、「成果・業績主義の具体化としての年俸制をめぐる法的諸問題」季刊労働法180号(総合労働研究所)、「イギリスにおける『管理職従業員』の労働時間規制」季刊労働法204号(労働開発研究会)、「ホワイトカラー管理職等の労働時間規制の基本的構造と日本の制度の再構築(上)(下)」季刊労働法221、222号(労働開発研究会)など。

中島弘雅氏 1954年3月10日生。筑波大学社会科学系助教授、東京都立大学法学部教授を経て、2004年4月より、慶應義塾大学法科大学院教授。

(紹介者：沖縄国際大学法学部准教授 上江洲 純子氏)

※ご出席は、下記宛にご連絡を下さい。
山内公認会計士事務所
E-mail: yamauchi@cosmos.ne.jp
Tel 868-6895 Fax 863-1495